

資 循 第 1 2 4 7 号
令和 7 年 9 月 2 4 日

新潟県新潟市中央区弁天三丁目4番1号
新潟日産モーター株式会社
代表取締役 遠藤 佳彦 様

新潟県知事 花 角 英 世

引取業者登録変更通知書

令和7年9月22日付けで届出の引取業者に係る登録事項の変更について、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第3項において準用する同法第44条第2項の規定により、登録の変更を行ったことを通知します。

記

- 1 登録番号
20151000172
- 2 登録年月日
令和4年10月10日
- 3 登録の有効年月日
令和9年10月9日
- 4 引取業を行う全ての事業所及び所在地
 - ・新潟日産モーター株式会社 新発田店
新潟県新発田市城北町2-9-19
 - ・新潟日産モーター株式会社 三条店
新潟県三条市上須頃76
 - ・新潟日産モーター株式会社 長岡店
新潟県長岡市平島町1-1
 - ・新潟日産モーター株式会社 柏崎店
新潟県柏崎市田中11-12
 - ・新潟日産モーター株式会社 上越店
新潟県上越市大字土橋962番地
 - ・新潟日産モーター株式会社 見附店
新潟県見附市上新田町365-4

5 登録及び更新の状況

平成14年10月10日 第二種特定製品引取業者の登録

平成17年1月1日 みなし登録

平成19年10月10日 更新

平成24年10月10日 更新

平成29年10月10日 更新

令和4年10月10日 更新



引 取 業 登 録 通 知 書

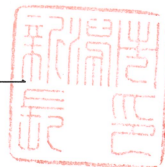
住 所 新潟県新潟市中央区弁天三丁目 4 番 1 号

氏 名 新潟日産モーター株式会社

代表取締役 遠藤 佳彦 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号）第 4 4 条第 2 項の
規定により、引取業者として登録したことを通知します。

新潟市長 中原 八



登録番号 20591000069

登録年月日 令和 4年10月10日

有効期限満了年月日 令和 9年10月 9日

引取業を行うすべての事業所及び所在地

（裏面に記載）

事業所名称及び所在地 登録番号： 20591000069

事業所の名称 新潟日産モーター株式会社 新潟店
事業所所在地 新潟県新潟市中央区弁天三丁目4番1号

事業所の名称 新潟日産モーター株式会社 新潟西店
事業所所在地 新潟県新潟市西区山田155番地

事業所の名称 新潟日産モーター株式会社 新潟西中古車センター
事業所所在地 新潟県新潟市西区山田155番地